

三十七番 小林 義和でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第九十九号 長野市勤労者女性会館しなのき設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、指定管理者に長野市勤労者女性会館しなのきの利用の許可に関する業務を行わせ、併せて利用料金制を導入するために改正するものであります。特に、ホールの利用料金は、現行の金額を上限として新たに下限を設けることにより、利用者サービスの上につなげることを目指しております。

この度の条例改正では、施設の利用率向上を図ることが一つの大きな目的とのことですが、設置目的に沿った利用がなされているかということも、それ以上に重要なことでもあります。

そこで、指定管理者が、設置目的に沿った、「男女共同参画の推進」を図る施設運営を適正に展開していくためにも、所管する部署として必要な指導、監督を行っていくよう要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について四点申し上げます。

一点目は、来庁者への対応についてであります。

先日、厚生課の窓口において、生活保護受給者が公務執行妨害の容疑で逮捕されるという事件が発生しました。また、昨年も刃物を所持した来庁者が逮捕されるなど、福祉行政の最前線で働く職員は、しばしば身の危険にさらされることがあります。

このような状況に対処するため、厚生課では面接相談員に警察OBを配置したり、庁内の要綱に基づいて、職員に対する威圧的な言動については会話を録音したりするなどの対応をとっているとのことでもあります。

そこで、今後も職員の安全確保には万全を期するよう要望するとともに、相談時における録音などは相談者の人権にも十分配慮した上で行うよう要望いたしました。

二点目は、下水鮑保育園の運営委託先についてであります。

過日、民営化が予定されている下水鮑保育園の運営委託先として、既に実績のある社会福祉法人も応募していた中、選考委員会により地元の住民などが新たにつくる社会福祉法人が選定されました。保育運営に対する熱意と意欲が感じられたこと、今後

の運営に期待が持てたことなどが評価されたことでもあります。

しかし、選考結果の公表では、具体的な数値が示されておらず、客観的に判断できる材料に乏しかったように思います。経営のノウハウなど、全てを開示することが困難なものもあるうかと思いますが、今後、選定方法の見直しも検討するよう要望いたしました。

三点目は、ポリオワクチンについてであります。

現在、ポリオについては生ワクチンによる予防接種が行われておりますが、国では早ければ来年度中に不活化ワクチンを導入する予定とのことであります。不活化ワクチンは、生ワクチンと比べて副作用が少ないことから、現在の生ワクチン接種を見合わせる保護者が全国的に増えていると言われ、本市でも昨年度と今年度を比べると、十ポイント以上、接種率が低下していると推計されています。

しかし、ワクチン接種率の低下によるポリオの発生も懸念されることから、現状を分析し適切な対応を検討するよう要望いたしました。

四点目は、第六次長野市高齢者福祉計画・第五期長野市介護保険事業計画についてであります。

現在、計画を見直し、次期計画の策定作業が進められております。その見直しの中で、おでかけバスポート事業の利用者負担については、現在の定額制から乗車距離に応じた従量制の導入も含め、今後の在り方を検討することとあります。

この事業は、高齢者の外出支援や生きがいづくりのためにも重要な事業であることから、利用者、バス事業者及び市が適正な負担をすることによって、より安定的な制度として運営していく必要があります。しかし、見直しに当たっては、初めから従量制ありきではなく、様々な方策を幅広く検討するよう要望いたしました。

また、今後、パブリックコメントを実施する際は、この次期計画案は現在、長野市社会福祉審議会の老人福祉専門分科会で審議中であることなど、決定までのプロセスを市民に分かりやすく周知するよう、併せて要望した次第であります。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第三十号 子供の医療費給付制度の対象年齢拡大を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「この制度については、県内市町村で本市が最も遅れている状況にある。市は、徐々に対象を拡大する方針であるが、長野市で子育てしてよかったと言われるためにも、対象を中学卒業まで拡大すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「現在、この件については社会福祉審議会において審議中で、来年二月に答申予定である。請願項目の実現には大変な財政負担が必要となってくるので、本市の財政も考慮しながら取り組むべきである。」との意見が出

されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十一号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十二号 介護職員処遇改善交付金の継続を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「介護を取り巻く状況は厳しいものがあり、職員は低賃金かつ厳しい労働条件の中で頑張っているが、定着率は低い状況である。そのため、報酬に反映されるような制度を残して、介護の質的な向上や労働条件の改善に役立てるべきである。採択すべきと決定した、請願第三十一号の一部と同じ趣旨なので、それとの整合をとる観点からも採択すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国の審議会の資料には、介護職員の処遇改善の定着に関わる検証がなされていない現状であるとの記載や、次期介護報酬の改定の際には見直す方向であるとの記載がある。引き続き、経過を注視しながら国の動向を踏まえた対応が好ましいと考える。国の方針が確定した段階で、全国市長会の意向を踏まえて対処すべきと考える。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第三十三号 病児・病後児保育施設の拡充を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「市内に一つしかない病後児保育施設を増やし、病児であっても保育してもらえ環境も整備することで、親は安心して仕事をしながら子育てができる。現状の厳しさなどから、施設を設置する状況にないと言つのではない、市民が切実な問題をかなえてほしいと請願しているので、難しい課題はあるが、その声を受け止めて環境整備に取り組むべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「現在の医療の状況を見たとき、病児保育を行うために医師会や小児科医の理解が得られるのか、今の段階では難しいと考えざるを得ない。病気の子供を預かるわけなので、それなりの体制が整っていないと難しいと思う。既に実施している他市では、課題を抱えていて今後どうするかという問題になっている。また、現在実施している本市の病後児保育については、使いづらい部分もあると聞いているので、使いやすく変更していくことは必要と考える。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第三十四号 介護予防・日常生活支援総合事業の導入中止を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「この事業には一長一短があり、将来的に市の負担が増えると言われている。また、この事業の導入によって、今まで給付を受けていた人が対象外となる懸念もある。財政的な課題はあるが、懸念を払拭するためにも、導入する前に問題を抱えている部分については、きちんと精査すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国が行ったアンケートでは、約六割の人が介護保険制度を評価している。この事業は、要介護認定非該当と要支援の境目にある人を該当させることを目的に、導入しようとしているものであるが、今までの制度がよいか、新しい制度がよいかは、これから話し合いながら決めていくということのものであるから、少し間を置いて検討すべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。